

表4-8 土壤汚染対策法に基づく区域指定

(平成26年2月28日現在)

区域	指定年月日	所在地	面積(㎡)	調査契機	特定有害物質の種類
形質変更時 要届出区域	H18. 11. 1	福井市坂下町7字向 棚田6番地ほかの 一部	5,393	第3条	1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン
形質変更時 要届出区域	H22. 11. 29	鯖江市御幸町1丁目 216-3、216-4の各一 部	64	第3条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H23. 1. 25	越前市今宿町19字 横田1番3、20字二 反田1番3、21字御 領田3番5および30 字小谷口1番1の各 一部	11,058	第4条	1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン トリクロロエチレン
形質変更時 要届出区域	H23. 10. 21	敦賀市鉄輪町1丁 目6番8および6番 63の各一部	174.3	第4条	鉛及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H24. 6. 19	敦賀市鉄輪町1丁 目6番62の一部	68.9	第4条	鉛及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H25. 10. 11 H26. 2. 14 (一部解除)	敦賀市白銀町9-1 および無番地の各 一部	502.9	第4条	鉛及びその化合物
形質変更時 要届出区域 *	H25. 10. 11	大飯郡高浜町菌部 41字中奥田2番2、 15番、16番、17番、 19番1、42字水泓2 番1、3番1、4番1 および5番1の各一 部	2,600	第4条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H25. 12. 13	勝山市村岡町三谷 32字11-1および 11-5の各一部	111.9	第4条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H26. 1. 14	福井市三本木町9字 堂田7番1の一部	約100	第3条	1,1-ジクロロエチレン

(資料:環境政策課)

(注) * : 自然由来特例区域